

令和 8 年 9 月 18 日
住宅局建築指導課

建築 BIM データを用いた審査開始に向け 基本構想をとりまとめました

～「建築確認・検査における BIM データ審査の導入に関する基本構想」を策定～

2029年春に予定されている「BIMデータ審査」（BIMデータそのものを建築確認・検査に用いる仕組み）の導入に向けた基本構想を策定し、審査方法や優先的に検討を行う審査項目等の整理を行いました。

建築確認制度を所管する国土交通省では、官民が一体となって BIM^{※1} の活用を推進しているところです。これまでの検討^{※2} を踏まえて、目指す BIM データ審査の仕組み、導入に向けた工程や関係者の役割分担等を内容とする「建築確認・検査における BIM データ審査の導入に関する基本構想」を策定しました。

BIM データ審査では、審査事項に応じた表示を行うビュー審査と、審査を補助する AI やプログラムを用いたデジタル審査の導入により、審査の効率化・高品質化が可能になります。また、BIM データ審査の対象とする審査項目は、審査の効率性向上への寄与等の程度や検討にかかる工数を踏まえ、今後、優先順位をつけて検討します。

今後の BIM データ審査に係る各種検討については、本基本構想に基づいて実施される予定です。

本基本構想については、以下の国土交通省のホームページに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/kenchikuBIMsuishinkaigi.html>

※1 BIM：Building Information Modelling

コンピュータ上に作成した主に三次元の形状情報に加え、室などの名称・面積・材料・部材の仕様・性能、仕上げなど、建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルを構築するものこと

※2 これまで、建築物の生産プロセス及び維持管理における生産性向上を図るために設置した「建築BIM推進会議」（令和元年6月設置、委員長：神戸芸術工科大学 松村秀一学長）において検討

【問い合わせ先】

住宅局建築指導課 岡野、上原

代表：03-5253-8111（内線 39-504、39-511）